

京都市保健所条例の一部を改正する条例(平成19年12月21日京都市条例
第38号)(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)

次のとおり右京保健所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地の1

変更後の位置 右京区太秦下刑部町12番地

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第38号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

別表右京保健所の項中「京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地の1」を「京都市右京区太秦下刑部町12番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)